



# 島根県報

令和5年7月13日（木）

号外第85号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規則】

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 2

### 【公企規程】

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (企業局総務課) 4

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程 (企業局施設課) 4

### 【教委規則】

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則を廃止する規則 (教育庁総務課) 5

### 【人委規則】

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する規則を廃止する規則 5

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則を廃止する規則 5

公布された条例等のあらまし

◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第53号）

1 規則の概要

(1) 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う様式の整理（様式第1号その1・様式第2号その1・様式第3号・様式第4号関係）

(2) その他様式の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規 則**

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月13日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第53号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則（昭和48年島根県規則第56号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その1中

「

離島振興対策実施地域 過疎法の産業振興促進区域

を

」

「

離島振興法の産業振興促進区域 過疎法の産業振興促進区域

に改める。

」

様式第2号その1中

「

離島振興対策実施地域 過疎法の産業振興促進区域

を

」

「

離島振興法の産業振興促進区域 過疎法の産業振興促進区域

に、「離島振興対策

」

実施地域（」を「離島振興法の産業振興促進区域（」に改める。

様式第3号中

「

離島振興対策実施地域 半島振興法の認定産業振興促進計画の区域

適用地区等	過疎法の産業振興促進区域	原子力発電施設等立地地域
	地域再生法の地方活力向上地域	地域未来投資促進法の促進区域
	旧企業立地促進法の同意集積区域	

を

「

適用地区等	離島振興法の産業振興促進区域	半島振興法の認定産業振興促進計画の区域
	過疎法の産業振興促進区域	原子力発電施設等立地地域
	地域再生法の地方活力向上地域	地域未来投資促進法の促進区域

に改め、同様式の備考の3の(6)中「及び旧企業立地促進法の同意集積区域」を削る。

様式第4号中

「

適用地区等	離島振興対策実施地域	半島振興法の認定産業振興促進計画の区域
	過疎法の産業振興促進区域	原子力発電施設等立地地域
	地域再生法の地方活力向上地域	地域未来投資促進法の促進区域
	旧企業立地促進法の同意集積区域	

を

「

適用地区等	離島振興法の産業振興促進区域	半島振興法の認定産業振興促進計画の区域
	過疎法の産業振興促進区域	原子力発電施設等立地地域
	地域再生法の地方活力向上地域	地域未来投資促進法の促進区域

に改め、同様式の備考の3の(3)中「及び旧企業立地促進法の同意集積区域」を削る。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則(次項において「旧規則」という。)の規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。
- 3 旧規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程**

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年7月13日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県公営企業管理規程第10号**

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員の給与に関する規程（昭和41年島根県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項を次のように改める。

（特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例）

5 第7条に定めるもののほか、職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（管理者が定めるものに限る。）をいう。）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって管理者が定めるものに従事したときは、当分の間、特殊勤務手当として防疫作業等従事手当を支給する。

6 前項の手当の額は、1日につき、4,000円を超えない範囲内で管理者が定める額とする。

附則中第7項から第9項までを削り、第10項を第7項とする。

附則第11項に見出しとして「（条例附則第4項の規定の適用を受ける職員に対する通知）」を付し、同項を附則第8項とする。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年7月13日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県公営企業管理規程第11号**

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

島根県企業局電気工作物保安規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 法定事業者検査及び使用前自己確認（第24条—第26条）」を  
「第9章 法定事業者検査及び使用前  
第10章 サイバーセキュリティ（第

自己確認（第24条—第26条）  
27条）」に改める。

本則に次の1章を加える。

**第10章 サイバーセキュリティ**

（サイバーセキュリティの確保）

**第27条** 電気工作物の保安を確保するため、自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン（令和4年6月10日付け20220530保局第1号経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官通知）（発電事業の用に供する電気工作物にあつては、一般社団法人日本電気協会の定める電力制御システムセキュリティガイドライン）に基づき、サイバーセキュリティの確保のための適切な処置を講ずるものとする。

別表第1中  
「  
三隅川発電所  
（ダム水路主任技術者）  
矢原川発電所  
」  
を  
「  
三隅川発電所  
（ダム水路主任技術者）  
」  
に改める。

（ダム水路主任技術者）

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

### 教 育 委 員 会 規 則

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年7月13日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

#### 島根県教育委員会規則第17号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則を廃止する規則

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則（令和2年島根県教育委員会規則第20号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 人 事 委 員 会 規 則

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年7月13日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

#### 島根県人事委員会規則第13号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する規則を廃止する規則

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する規則（令和2年島根県人事委員会規則第22号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年7月13日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

#### 島根県人事委員会規則第14号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則を廃止する規則

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則（令和2年島根県人事委員会規則第23号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。